投資信託説明書（交付目論見書）
2026年10月20日

インベスコ　新興国社債ファンド

<為替ヘッジなし>（毎月決算型）／<為替ヘッジあり>（毎月決算型）

愛称：**エマドン**

追加型投信／海外／債券

■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先
お問い合わせダイヤル　03-6447-3100
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ　https://www.invesco.com/jp/ja/

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
三井住友信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
追加型投信	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※
その他資産 （投資信託証券 （債券　社債））	年12回 （毎月）	グローバル （日本を含まない） ・エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	＜為替ヘッジなし＞ 為替ヘッジなし
				＜為替ヘッジあり＞ 為替ヘッジあり （フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円（2026年７月末現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	11兆8,378億円（2026年７月末現在）

■本書により行う、インベスコ　新興国社債ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）／＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年10月19日に関東財務局長に提出しており、2026年10月20日にその届出の効力が生じております。
■ファンドの信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。
■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ファンドの目的

新興国の企業が発行する米ドル建て社債等を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。
ファンドは、「インベスコ　新興国社債　マザーファンド」および「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）」を投資対象とし、「インベスコ 新興国社債　マザーファンド」の組入比率は原則として高位を保ちます。

ファンドの特色

1 主として、新興国の企業※が発行する米ドル建て社債等に投資します。

政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。

2 トップダウンとボトムアップを融合したアクティブ運用を行い、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

3 為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。

＜為替ヘッジなし＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

＜為替ヘッジあり＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 原則として、毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。

委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

※新興国の企業とは、新興国に登記されている企業、新興国以外で設立されているが、主な事業活動を新興国で行っている企業、主に新興国で登記されている企業の株式を保有している持株会社をいいます。以下、同じです。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

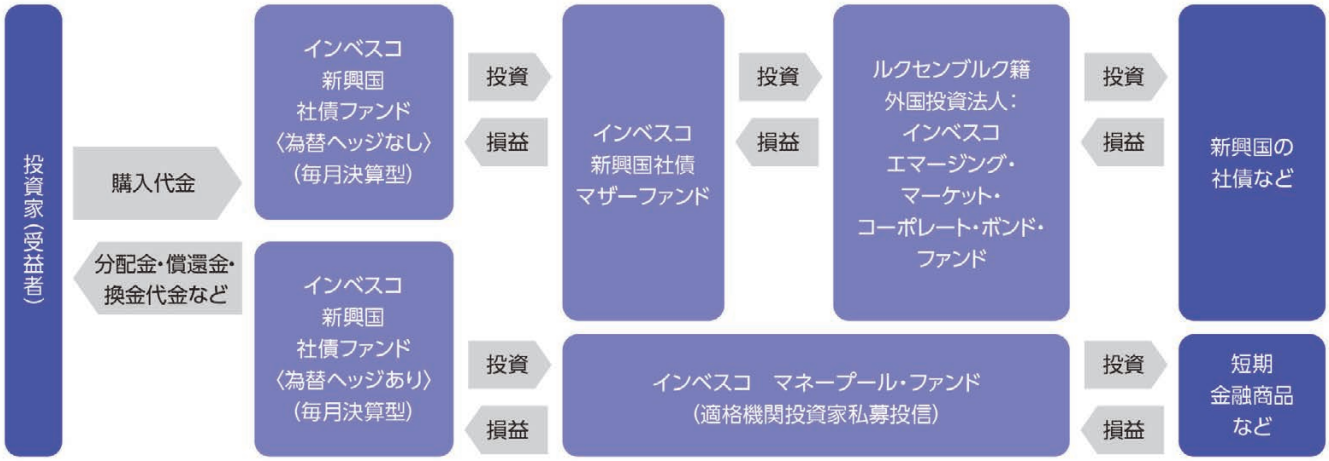

＊ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

＊各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合や、<為替ヘッジなし>または<為替ヘッジあり>のどちらか一方のみの取り扱いの場合もあります。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

ファンドのポイント

ポイント1	ポイント2	ポイント3
高いインカム収益	**中長期での価格上昇期待**	**インベスコのグローバルな運用力**
主に新興国の社債に投資を行うことで相対的に高い利回りの獲得が期待できます	新興国企業の財務体質や業績の向上、格付の改善等による債券価格の上昇により中長期での信託財産の成長が期待できます	グローバルな運用拠点を有し経験豊富なインベスコの運用チームが卓越した調査力を活かして運用を行います

ファンドの運用プロセス

■トップダウンとボトムアップを融合し、ポートフォリオを構築します。
■リスク管理とパフォーマンスの要因を、多面的にモニタリングします。

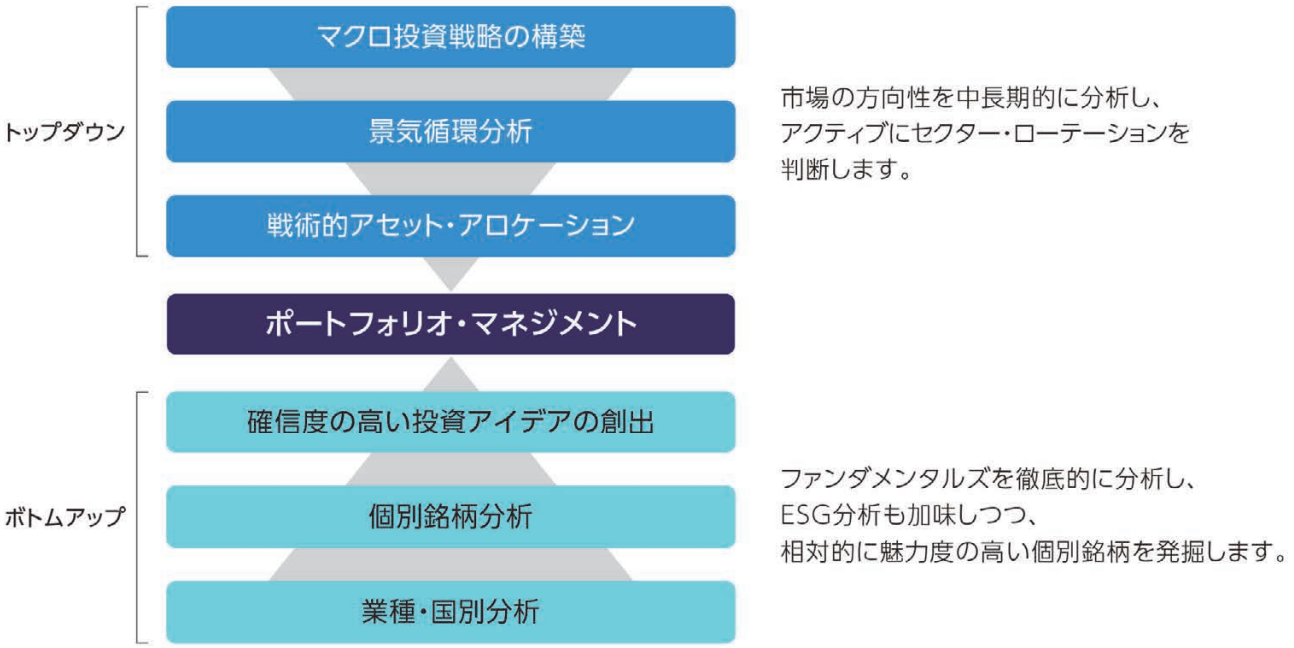

＊上記はファンドの実質的な投資対象であるインベスコ　新興国社債　マザーファンドが投資する投資信託証券における運用プロセスです。ファンドの運用プロセス等は、2026年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

〈追加的記載事項〉

■ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	インベスコ　新興国社債　マザーファンド	インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）
形態	証券投資信託（親投資信託）	証券投資信託
ファンドの目的	別に定める投資信託証券※への投資を通じて、主として新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に実質的に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。 ＊政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。
委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

※マザーファンドが投資対象とする別に定める投資信託証券の概要

インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド　クラスC-MD投資信託証券（米ドル建て）

形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
ファンドの目的	①高水準の配当利回りの確保および長期的な元本の成長を目的とします。 ②主として、新興国の企業が発行する米ドル建て社債等に投資します。また、政府や政府機関が発行する米ドル建ての債券にも投資することがあります。 ③株式および株式関連証券にファンドの純資産総額の20％まで投資することがあります。 ④効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
投資顧問会社	インベスコ・アドバイザーズ・インク

＊ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

主な投資制限

投資信託証券※1への投資割合	制限を設けません。 ※1　マザーファンド受益証券を含みます。
株式への投資割合	直接投資は行いません。
外貨建資産への実質投資割合※2	制限を設けません。 ※2　実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、投資対象とした投資信託証券に属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。
デリバティブ取引の利用	直接利用は行いません。

分配方針

■毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
■分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
■ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

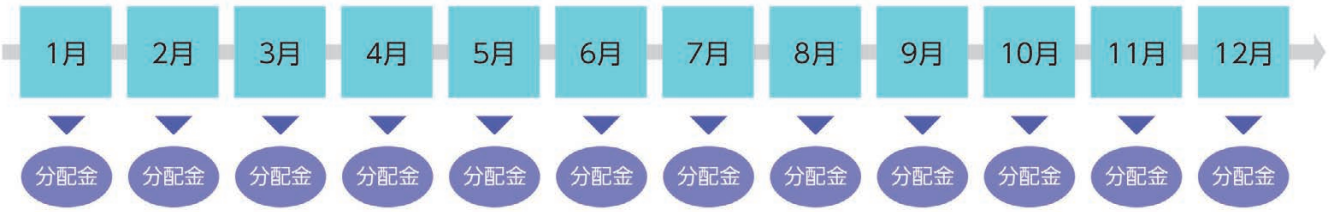

＊上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

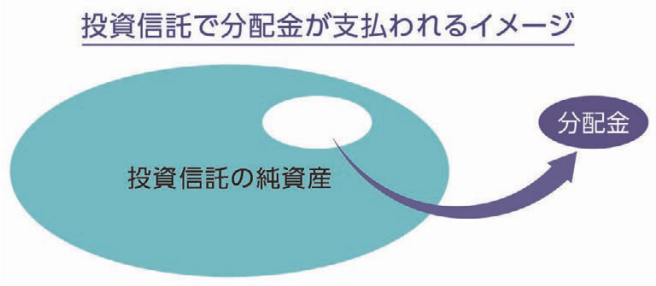

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

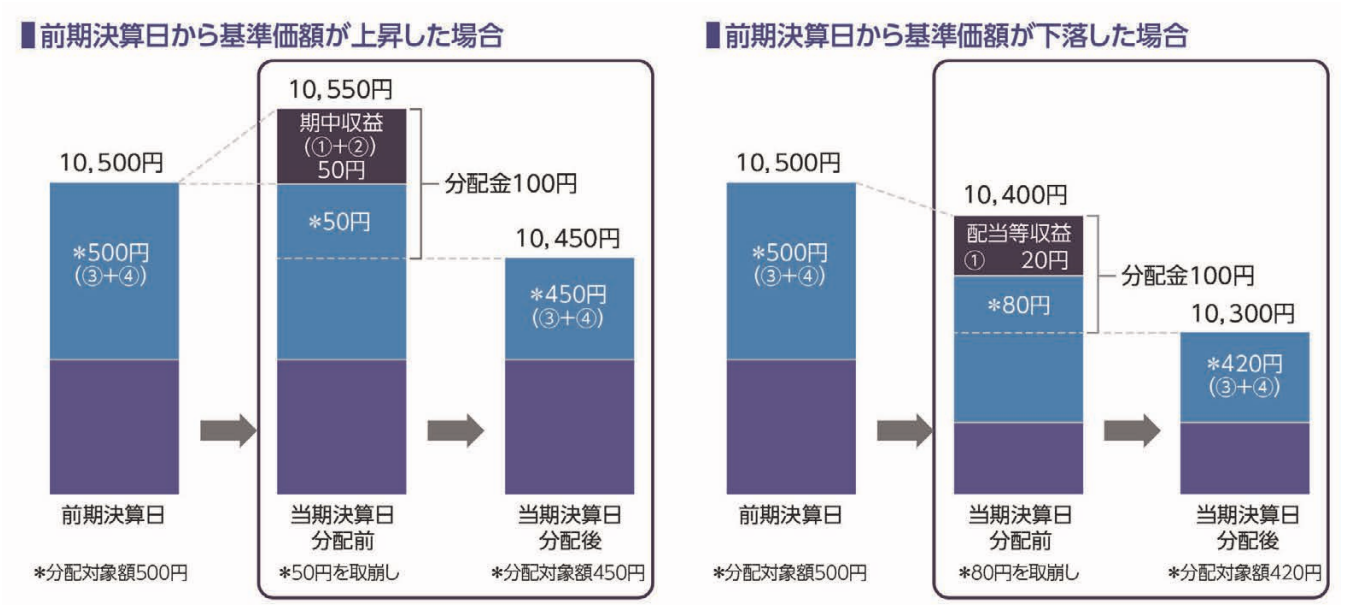

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

＊上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

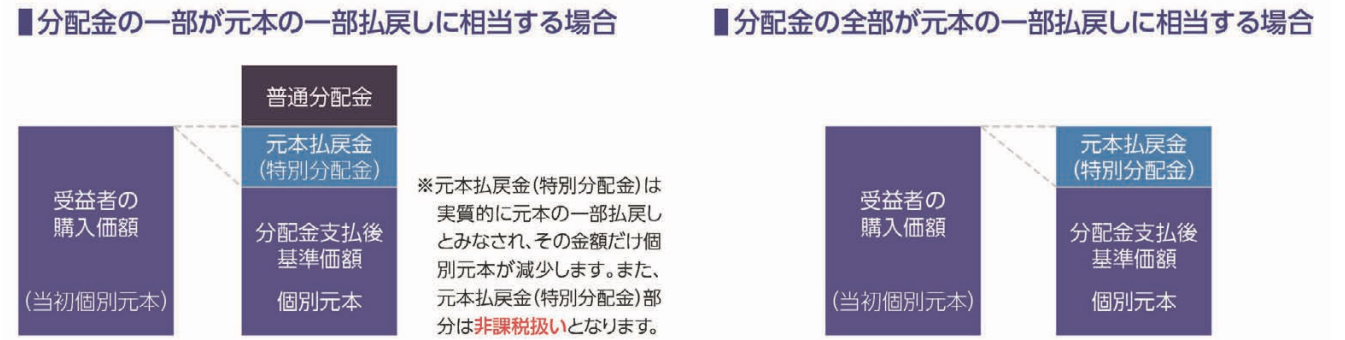

普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク

〈債券〉債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。

債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
ハイ・イールド債（投資適格未満債）は、投資適格の債券と比べ、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

〈デリバティブ〉デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。

デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。

信用リスク　発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品やデリバティブ取引等の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク　投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。
新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク

〈為替ヘッジなし〉為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

〈為替ヘッジあり〉為替の変動（円高）が基準価額に与える影響は限定的です。

為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
なお、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての外国投資信託証券です。＜為替ヘッジあり＞では、米ドルについて対円での為替ヘッジを行いますが、当該外国投資信託証券を通じて米ドル建て以外の資産に投資する場合、＜為替ヘッジあり＞においても米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けることがあります。

流動性リスク　流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

＊基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- 運用担当部署は、投資対象ファンドのパフォーマンス状況や流動性リスク管理状況の確認、定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。
- コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

＊リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

▌ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＜為替ヘッジなし＞

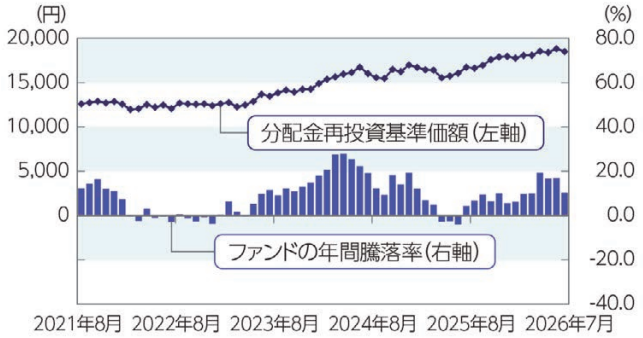

＜為替ヘッジあり＞

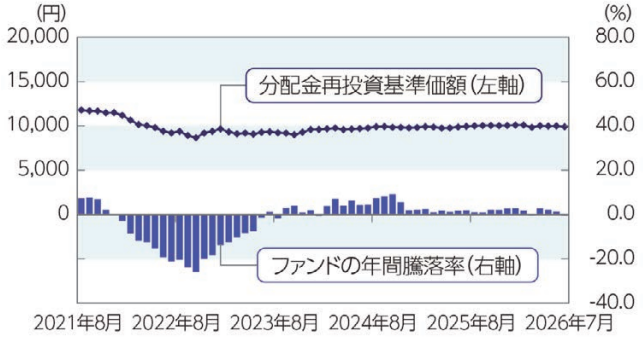

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

▌ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2021年8月～2026年7月
代表的な資産クラス：2021年8月～2026年7月

＜為替ヘッジなし＞

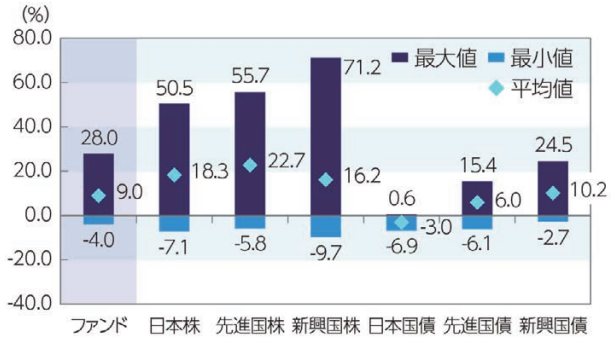

＜為替ヘッジあり＞

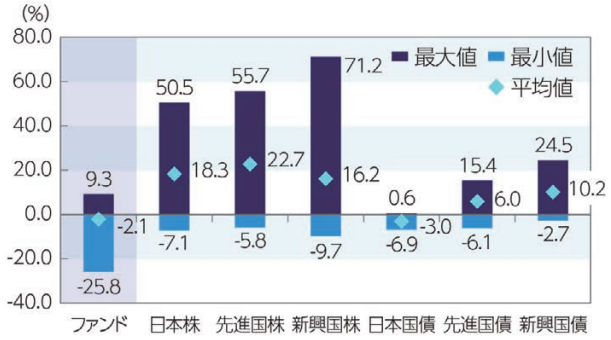

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日 本 株　TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＊海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

2026年７月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（過去10年）

＜為替ヘッジなし＞

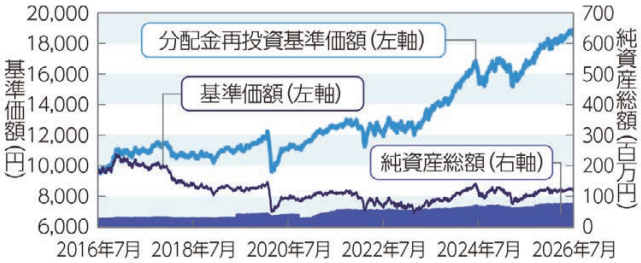

＜為替ヘッジあり＞

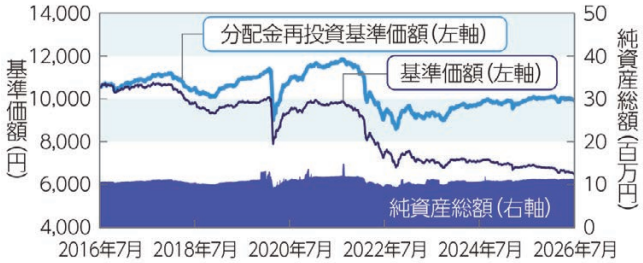

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

	基準価額	純資産総額
為替ヘッジなし	8,308円	76百万円
為替ヘッジあり	6,478円	11百万円

期間騰落率

期間	１カ月	３カ月	６カ月	１年	３年	５年	設定来
為替ヘッジなし	-1.7%	-0.2%	4.1%	10.4%	37.3%	48.8%	85.0%
為替ヘッジあり	-1.0%	-1.2%	-1.8%	-0.4%	6.2%	-15.1%	-0.8%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月	直近１年間累計	設定来累計
為替ヘッジなし	50円	50円	50円	50円	50円	600円	6,790円
為替ヘッジあり	30円	30円	30円	30円	30円	360円	3,570円

主要な資産の状況

資産配分

	純資産比（為替ヘッジなし）	純資産比（為替ヘッジあり）
インベスコ　新興国社債　マザーファンド	100.0%	98.9%
インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）	0.1%	0.4%
キャッシュ等	-0.0%	0.6%

（参考）投資先ファンドのポートフォリオの状況
【マザーファンドが投資対象とする「インベスコ　エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況（現地月末基準）を記載しています。】

ポートフォリオ特性

平均最終利回り	6.8%
修正デュレーション	4.2年
平均格付	BB

種別配分

種別	ウェイト
非投資適格社債	41.9%
政府機関債	31.7%
投資適格債	23.4%
現金・デリバティブ	3.0%

組入上位10発行体

	発行体名	ウェイト
1	Ecopetrol	1.9%
2	Melco Resorts Finance	1.4%
3	SA Global Sukuk	1.3%
4	Azule Energy Finance	1.2%
5	Standard Chartered	1.2%
6	Gaci First Investment Co	1.1%
7	Kookmin Bank	1.1%
8	OCP	1.1%
9	Telecom Argentina	1.1%
10	Teva Pharmaceutical Finance	1.1%

＊各特性値は、加重平均しています。
＊種別は当社の判断に基づき分類しています。
＊平均格付は基準日時点で投資信託財産が保有している各有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンド自体の信用格付ではありません。信用格付は、S&P社、Moody's社、およびFitch社の格付を基準に当社の判断に基づき分類しています（表記はS&P社に準じています）。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

年間収益率の推移

＜為替ヘッジなし＞

＜為替ヘッジあり＞

＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
＊2026年は７月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の２コースがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して６営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの銀行休業日に該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後３時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ＊販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月20日から2027年４月14日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2016年３月４日から2031年１月20日まで
繰上償還	信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎月18日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ＊「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円を上限とします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年２回（１月、７月の決算時）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める3.85%（税抜3.50%）以内の率を乗じて得た額 ＊購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.803%（税抜0.73%）を乗じて得た額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。
信託報酬の配分は、以下の通り（税抜）とします。
<table>
<tr><td>ファンドの
運用管理費用
（信託報酬）</td><td>年率0.803%（税抜0.73%）
<table>
<tr><th>配分先</th><th>配分
（年率/税抜）</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>0.05%</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>0.65%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>0.03%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする
投資信託証券</td><td>インベスコ　新興国社債　マザーファンド
信託報酬はありません。
投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。
運用管理費用：年率0.75%</td></tr>
<tr><td></td><td>インベスコ　マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信）
信託報酬：年率0.55%（税抜0.50%）以内
＊上記の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>年率1.553%（税込）程度
＊上記の値は目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって変動します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>● 組入有価証券の売買委託手数料などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。
● 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。
● マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（年率0.20%以内）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。</td></tr>
</table>

＊上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期

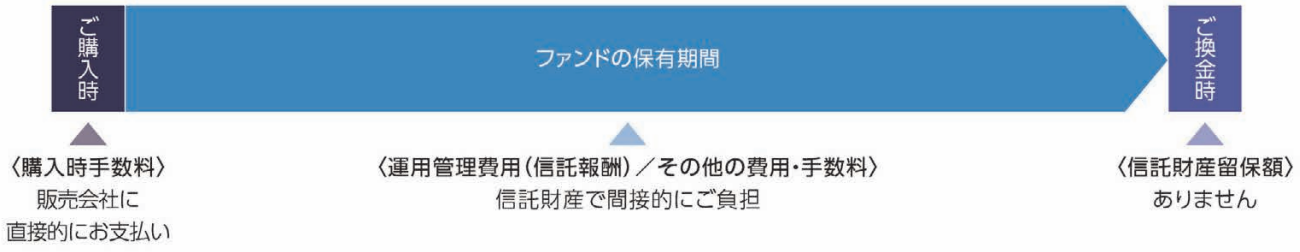

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税： 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税： 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記税率は2026年７月末現在のものです。
＊外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
＜為替ヘッジなし＞	1.93%	0.80%	1.13%
＜為替ヘッジあり＞	1.93%	0.80%	1.13%

＊対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2026年１月20日～2026年７月21日）です。
＊期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
＊計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではございません。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではございません。

インベスコ・アセット・マネジメント